

ひとりで 悩まないで！

— 大切なのは、誰かに相談することです —

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員（カウンセラー・弁護士など）が、問題解決などの支援を行っています。

相談無料・秘密厳守

◆各鳥取市人権福祉センター◆

中央人権福祉センター ☎ (0857) 24-8241
高草人権福祉センター ☎ (0857) 24-1763
江山人権福祉センター ☎ (0857) 53-1542
南人権福祉センター ☎ (0857) 53-0412
西人権福祉センター ☎ (0857) 27-1064
国府人権福祉センター ☎ (0857) 27-4774
河原人権福祉センター ☎ (0858) 85-0135
用瀬人権福祉センター ☎ (0858) 87-2447
佐治人権福祉センター ☎ (0858) 88-0806
気高人権福祉センター ☎ (0857) 82-3363

<カウンセラー相談>

毎月2回
15時～16時50分
1名50分
定員 2名

<夜間弁護士相談>

毎月1回
18時30分～20時30分
1名30分
定員 3名

鳥取市中央人権福祉センター(幸町 151)

TEL(0857)24-8241

FAX(0857)24-8067

✉jin-chuo@city.tottori.lg.jp

人権・生活相談

人権福祉センター職員による支援

- ★安心して相談していただける環境で、しっかりご相談をお聴きします。
- ★相談者一人ひとりの問題に合わせて、必要なさまざまな支援を制度横断的にコーディネートし、継続的に支援します。
- ★ご希望に応じて、関係機関への同行や専門相談員へ案内します。

例えば…

相談者が聞きたいと思う事柄を上手く担当者に伝えることができない時には、聞きたい内容を確認しながら、相談者が納得のいく説明が受けられるように支援します。

例えば…

解決困難な問題を抱えたとき、あるいは長年にわたり問題が深刻化している場合、相談者の問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのため、カウンセリングにより、自身の解決の方向性を考える力を引き出していきます。

専門相談員による支援

- ★専門相談員(弁護士・カウンセラーなど)が、問題点を整理し、解決への糸口を見出すサポートを行います。
- ★専門的な見解や助言が必要な相談に弁護士が対応します。
- ★カウンセリングによる心理的な援助を行います。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください！